

令和2年8月6日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

お盆休みにおける帰省等のあり方について（周知）

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

8月5日、新型コロナウイルス感染症対策分科会から、別添のとおり、政府に対して、お盆休みにおける帰省等のあり方について提言をいただき、西村国務大臣からも国民に対して周知を行ったところです。

貴法人におかれましても、「お盆休みにおける帰省等のあり方について」を御了知いただき、職員への周知等、ご対応いただくようお願い申し上げます。

以 上

お盆休みにおける帰省等のあり方について

令和 2 年 8 月 5 日
新型コロナウイルス
感染症対策分科会提言

お盆休みの時期が迫っている中、次の分科会開催を待たず、私どもとして政府に対し、以下、提言を行うこととしました。

【提言】

もうすぐお盆休みです。多くの方が帰省をお考えになっているかと思います。お盆休みに帰省した場合、高齢者と接する機会や飲酒・飲食の機会も多くなることが考えられます。したがって、新型コロナウイルス感染が広がっている現状では、帰省する場合には、「基本的感染防止策(手指消毒やマスク着用、大声を避ける、十分な換気など)」の徹底や三密を極力避けるとともに、特に大人数の会食など感染のリスクが高い状況を控えるなど、高齢者等への感染につながらないように注意をお願いします。

そうした対応が難しいと判断される場合には、感染が収まるまで当分の間、オンライン帰省を含め慎重に考慮していただきたいと思います。また、そもそも、発熱等の症状がある方は、帰省は控えて下さい。感染リスクが高い場所に最近行った方は、慎重に判断して下さい。

以上のメッセージを政府として国民に是非発信していただく必要があると考えています。